

家族・保護観察官ら懇談

一部執行猶予制施行まで1年

畑野・清水の
両議員が同席

違法薬物使用による薬物依存症者などの刑期を一部猶予して、社会の中で依存症治療を受けながら更生を促す「刑の一部執行猶予制度」の施行まで1年を切ったなか、同制度の課題や問題点を共有しようとして関係者が27日、国会内で懇談しました。

参加したのは、薬物依存症者の家族や支援者らでつくる「全国薬物依存症者家族会連合会（薬家連）」、保護観察官など更生保護の現場で働く全法務省労働組合（全法務）の役員、民間の依存症リハビリ施設「茨城ダルク」の

刑の一部執行猶予制

度 違法薬物を使用した薬物依存症者などを対象に、刑期の一部を猶予して社会に出し、保護観察下で依存症の治療プログラムを受けながら社会復帰をめざす制度。2013年6月に同制度を盛り込んだ刑法改正など関連法が成立。16年6月までに施行。

職員。日本共産党の畑野君枝、清水忠史両衆院議員、塩川鉄也衆院議員の秘書が同席しました。こうした意見交換は初めてです。

法務省の試算では同制度で出所する薬物依存症者は年間約3000人とされています。

薬家連の林隆雄理事

長は、出所後の薬物依存症の治療機関や受け入れ先がないことや、家族支援が遅れている問題を指摘。茨城ダルクの岩井喜代仁代表は、出所者をダルクの治療プログラムにつなげるため、保護観察所などの連携強化を提案しました。

全法務の美川和明中央執行委員長らは、同制度の実施に向けての国民的理解や現場の保護観察官の体制が追いついていない問題を挙

げ、厚労省と連携した治療・支援体制の整備や予算確保の必要性について語りました。

畑野・清水両議員は、出された意見や課題を今後の国会質問に生かしたいと述べました。